

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

在宅の重度障がい者(児)のかたに対して、特別障害者手当および障害児福祉手当を支給しています。いずれの手当も、原則医師の診断書により認定されます。申請方法などの詳細は、下記へご相談ください。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象	在宅の20歳以上の重度障がい者で、日常生活において常時特別の介護を必要とするかた	在宅の20歳未満の重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とするかた
支給の対象とならないかた	○病院などに継続して3か月を超えて入院しているかた ○施設などに入所しているかた ○本人または同居の親族の所得が一定以上あるかた (限度額は扶養親族数により異なります)	○障がいを支給事由とする公的年金を受給されているかた ○施設などに入所しているかた ○本人または同居の親族の所得が一定以上あるかた (限度額は扶養親族数により異なります)
支給月額	28,840円	15,690円
	(どちらの手当も2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給)	

問 合 せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233 県秩父福祉事務所 ☎22-6228

秩父圏域地域生活支援拠点等のご利用案内

秩父圏域地域生活拠点等事業の一環として、地域で生活する障がいのあるかたを支援するための緊急支援を実施します。利用を希望するかたは下記窓口にご相談ください。

地域生活支援拠点等事業とは

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、さまざまな支援が切れ目なく提供されるよう、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する事業です。

対 象

- 障害手帳をお持ちのかた
- 自立支援医療(精神通院)受給者
- 指定難病の受給者

町在住の18歳から64歳までのかたで、次の条件のいずれかにあてはまるかた

- ・ 一人暮らしのかた
- ・ 同居のご家族が障がい者などを支援することに不安のあるかた

問 合 せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233